

第4号 研究活動不正行為防止・対応規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、研究活動における不正行為の防止及び適切な対応について定める。

第2条(定義)

不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われるものであって、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料、機器、過程又は結果を意図的に変更し、真正でないものにすること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく使用すること。

(4) 不適切なオーサーシップ

研究に実質的な貢献をしていない者を著者として記載すること、又は実質的な貢献をした者を著者から除外すること。

(5) 二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

(6) 前各号に掲げる行為のほか、研究活動における不適切な行為であって、研究者としての規範に反するもの。

第2章 体制

第3条(責任体制)

当館における研究活動不正行為防止・対応の管理責任体制は次のとおりとする。

(1) 最高管理責任者は館長とする。

(2) 研究倫理責任者は学芸主幹とし、研究倫理の確保及び教育の実施を統括する。

(3) 統括管理責任者は学芸主幹とし、研究活動不正行為の告発・調査等の対応を統括する。

第3章 通報

第4条(通報及び相談窓口)

1 通報及び相談窓口は博物館課に設置し、研究活動における不正行為に関する通報及び相談を受け付ける。

2 通報及び相談の連絡先等は次とする

北海道立北方民族博物館博物館課 「研究不正通報・相談窓口」

093-0042 北海道網走市字潮見 309-1

電話 0152-45-3888

メール tonakai@hoppohm.org

- 3 通報及び相談は、書面、電子メールその他適切な方法により受け付けるものとし、匿名による通報も受け付ける。
- 4 通報及び相談窓口においては、通報及び相談内容の秘密を保持するとともに、通報者、被通報者及び関係者の保護に十分配慮するものとする。

第5条(告発の受理)

- 1 通報窓口は、研究活動における不正行為に関する告発を受理するものとする。
- 2 告発は、原則として、次に掲げる事項が示されているものを対象とする。
 - (1) 不正行為を行ったとする研究者又はグループの氏名又は名称
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 不正行為を裏付ける合理的な根拠
- 3 前2項の要件を満たさない場合であっても、内容に応じて調査の必要性があると認められるときは、これを受理とすることができる。

第6条(通報者等の保護)

通報者、被通報者及び関係者は不利益な取扱いを受けない。

第4章 調査

第7条(告発の受付及び調査体制)

- 1 通報窓口は博物館課に設置し、研究活動における不正行為に関する告発を受け付けるとともに、その内容を記録し、速やかに統括管理責任者に報告する。
- 2 統括管理責任者は、告発内容について予備調査を実施し、その結果に基づき本調査の実施の要否を判断する。
- 3 本調査を実施する場合には、最高管理責任者を調査責任者とし、調査委員会を設置して調査を行うものとする。
- 4 最高管理責任者は、調査結果に基づき不正行為の有無を認定し、必要な措置を講ずる。

第8条(予備調査)

- 1 統括管理責任者は、通報受理後7日以内に予備調査を開始する。
- 2 予備調査においては、告発内容の合理性及び調査可能性について確認するものとする。
- 3 予備調査期間は原則14日以内とし、この期間内に本調査実施の要否を判断する。

第9条(本調査)

- 1 本調査を実施する必要があると判断した場合は、最高管理責任者の下に調査委員会を設置すると同時に調査対象者、その他の当事者に本調査の開始を通知し、予備調査終了日から14日以内に本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、客観性及び公正性を確保するため、外部有識者(弁護士、公認会計士等)を半数以上含めて構成するものとする。
- 3 調査委員は、調査対象者その他の関係者と利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査対象者その他の当事者は、調査委員に利害関係があると認める場合には、調査委員の通知を受けた日から7日以内に、当該調査委員について異議申立てを行うことができる。
- 5 前項の異議申立てがあった場合には、最高管理責任者はその内容を審査し、必要に応じて調査委員の変更その他の措置を講ずるものとする。
- 6 本調査を行うことの要否を決定した場合は、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。調査を実施する場合は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告するものとする。
- 7 調査の過程において、不正が認められた場合又はその可能性が高いと判断した場合は、最終認定を待たず、速やかに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 8 配分機関から求めがあった場合には、調査の進捗状況の報告又は予備調査若しくは本調査の中間報告を、速やかに当該配分機関に提出するものとする。
- 9 最高管理責任者は、必要に応じて、配分機関に対し調査への協力を要請することができる。
- 10 最高管理責任者は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、配分機関からの求めに応じ、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査に応じるものとする。
- 11 最高管理責任者は、調査の必要に応じて、調査対象者に対し研究費の使用停止その他必要な措置を命ずることができる。
- 12 本調査においては、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用額等について調査するものとする。
- 13 調査にあたっては、関係資料の収集、関係者へのヒアリングその他必要な方法により実施するものとする。

第10条(調査期間)

- 1 本調査は原則120日以内に終了する。
- 2 前項の調査終了後、30日以内を目安として調査結果を取りまとめるものとする。

第 11 条(認定)

- 1 調査委員会は、調査によって得られた物的証拠、科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正行為の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について認定する。
- 2 本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示されないときは、不正行為と認定される。
- 3 前項の認定にあたっては、客観性及び公正性を確保するものとする。
- 4 本調査の結果は当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

第 12 条(秘密保持)

- 1 調査に関与する者は、調査により知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。
- 2 調査に関する情報は、調査の公正性及び関係者の名誉を保護するため、適切に管理するものとする。
- 3 調査に関与する者は、通報者、被通報者及び関係者の保護に十分配慮するものとする。

第 5 章 措置・公表

第 13 条(措置)

不正が認定された場合は、関係法令(地方公務員法及び道職員の服務に関する規程を含む。)及び当館の関係規程に基づき、懲戒処分その他必要な措置を講ずるとともに、再発防止措置を講ずる。

第 14 条(公表)

- 1 不正行為が認定された場合は、原則として次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 不正行為が行われた研究の概要
 - (4) 調査の方法及び結果の概要
 - (5) 不正行為に対して講じた措置
 - (6) 再発防止策
- 2 前項の公表にあたっては、個人情報の保護及び関係者の名誉に配慮するものとする。

第 6 章 異議申立て

第 15 条(異議申立て)

- 1 当事者は、調査結果の通知を受けた日から 14 日以内に、書面により異議申立てを行うことができる。
- 2 異議申立てがあった場合には、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するも

のとする。告発の受理から 210 日以内に中間報告書を作成し、配分機関に提出するものとする。

- 3 異議申立ての審査は本調査と同じ調査委員会が行い、その内容に基づき、必要に応じて再調査を行うものとする。
- 4 異議申立ての内容が新たな証拠に基づかない場合は、これを却下することができる。
- 5 再調査は原則として 60 日以内に終了するものとする。
- 6 異議申立てを却下し、又は再調査の実施を決定した場合並びに再調査の結果については、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

第 7 章 予防

第 16 条(教育)

コンプライアンス及び研究倫理教育を毎年度実施し、その受講状況を適切に管理する。

調査フローチャート

- ① 通報受付・告発受理(第 4 条・第 5 条)
↓
- ② 予備調査(第 8 条)
↓
- ③ 本調査実施の要否判断(第 7 条第 2 項、第 8 条第 3 項)
↓
- ④ 調査委員会設置・通知・配分機関報告(第 9 条)
↓
- ⑤ 本調査(第 9 条)
↓
- ⑥ 不正認定(第 11 条)
↓
- ⑦ 措置(第 13 条)
↓
- ⑧ 公表(第 14 条)
↓
- ⑨ 異議申立て(第 15 条)※必要に応じて外部有識者を含む

附則 この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 8 年 4 月 10 日から施行する。